第5章 志木市の生きる力を支える事業一覧

自殺対策を総合的かつ包括的に推進するためには、全庁的に対策を講じていく必要があります。前章において、基本施策ごとに整理した主な事業以外のものも含め、本市の自殺対策に関わる事業を担当課ごとの一覧にしました。第4章と同様に、重点的な取組に該当する事業内容は網掛けで表記しています。

NO	事業内容	事業概要	担当課
1	自殺統計の把握	自殺の実態把握を行い、適切な普及啓発に向け事業	健康増進
		を実施します。	センター
2	救急搬送データ調査	自殺未遂者の実態把握を行い、適切な普及啓発に向	健康増進
		け事業を実施します。	センター
3	自殺予防啓発キャン	民間企業や朝霞保健所と連携し、こころの相談機関	健康増進
	ペーン	一覧を掲載した啓発物資の配布、自殺予防に関する	センター
		のぼり旗の設置などで啓発活動を実施します。	
4	広報やホームページ	「広報しき」やホームページなどで自殺対策等に関す	健康増進
	への掲載	る情報を公開します。	センター
5	相談技術指導	スーパーバイザーを招いての事例検討と、自殺予防に	健康増進
	(スーパーバイズ)	関する研修を行い、自殺予防に関する相談技術の向	センター
		上を図ることを目的とします。	
6	こころの相談	精神科医または心理カウンセラーによる相談を月1回	健康増進
	(精神科医・心理カウンセ	実施します。こころの病気やさまざまな悩みごとをもつ	センター
	ラー)	市民、精神障がい者を支える家族の相談を受け、問	
		題解決のための支援を行います。また、事業を通し	
		て、精神保健に関する問題点の把握及び保健師の相	
		談援助技術の習得向上を図ります。	
7	まちなか保健室	誰もが相談しやすい窓口を市内に開設し、相談の充実	健康増進
		を図ります。保健師や社会福祉士などの専門職員が、	センター
		さまざまな悩み事を持つ市民、またその家族の相談を	
		広く受け、問題解決のための支援や各種相談窓口へ	
		のつなぎを行います。	
8	いのちの支え合いを学ぶ	生徒及びその保護者が、生活上の困難やストレスに直	健康増進
	授業	面した時の対処能力を高め、自殺を未然に防ぐことを	センター
		目的に実施します。市内の中学生を対象に実施しま	
		す 。	
9	ゲートキーパー養成講座	周囲の人を相談機関につなげるつなぎ手を育てます。	健康増進
	翌掛けしている事業等け、重占6		センター

注)網掛けしている事業等は、重点的な取組に該当するものです。

		事業概要	担当課
10 /	ケースレビュー	関係機関と要経過観察者の情報共有を行い、連携を	健康増進
		強化します。	センター
11 \	ソーシャルクラブ	主として慢性期、回復期にある統合失調症の人に社	健康増進
		会参加の場を提供します。また、メンバー主体で3か	センター
		月ごとに活動内容を計画し、グループ活動を経験でき	
		ることを目標とします。	
12 #	精神保健家族教室	有識者による講演を年1~2回実施します。精神障が	健康増進
		い者を支える家族が、精神疾患に関する正しい知識と	センター
		対応の仕方を学ぶことにより、再発防止及び精神保健	
		の普及啓発を図ります。	
13 亿	健康Step up講座	市民の生活習慣病の予防と健康意識の向上を目的と	健康増進
		して、健康講話と運動を組み合わせた講座を実施しま	センター
		す。その中で、こころの健康に関する講話を取り入れま	
		す。	
14 3	女性の健康チェック	18~40歳未満の女性を対象に集団健診を実施しま	健康増進
		す。健診を受ける機会のない子育て中の女性などを	センター
		対象に、疾病の早期発見を行うとともに、健康の自己	
		管理を促し、適切な生活指導により生活習慣病の予	
		防を推進します。健診当日や事後指導対象者にこころ	
		の健康に関する情報を含むリーフレットを配布します。	
15 Ł	出前健康講座	市民団体や町内会等を対象に、専門の講師を派遣	健康増進
		し、講話や実技を組み合わせた健康教育を実施し、市	センター
		民が自ら「健康づくり」に取り組む意識の向上を図りま	
		す。	
16 %	健康まつり	すべての市民が健康で充実した生活を送ることができ	健康増進
		るよう、自己管理意識の高揚と啓発を図り、生活習慣	センター
		の改善と健康増進を促すことを目的に、年1回健康増	
		進センター等で市内団体の協力を得ながら実施しま	
		す。こころの健康に関する普及啓発コーナーを設置し	
		ます。	
17 数	妊娠届の受理	妊婦全員と助産師または保健師による面接を実施し、	健康増進
((しきっ子あんしん子育て	産後のうつ病の予防のための啓発リーフレットを配付し	センター
+	サポート事業)	ます。また、リスクアセスメントを行い、全妊産婦の継続	
		支援を実施します。	
18 /	パパママ学級	初めて親になる人を対象として、親になるための心構	健康増進
((しきっ子あんしん子育て	えや出産、育児等の講話や実習を通し、知識を身に	センター
+	サポート事業)	付けるほか、友だちづくりや父親の育児参加を促しま	
		す。	

NO	事業内容	事業概要	担当課
19	はじめて赤ちゃん学級	出産後早い時期に子育て支援センターに赴く機会を	健康増進
	(しきっ子あんしん子育て	作ることによって、本市の子育てサービスを具体的に	センター
	サポート事業)	知ることができ、必要なサービスを利用しやすくなること	
		や親の育児仲間を作るきっかけとなり、子育ての孤立	
		を防ぐことを目的に実施します。毎月、生後2か月の第	
		一子とその親を対象に、講話や座談会を行います。	
20	新生児訪問·未熟児訪問	新生児の健やかな成長と保護者の育児支援を目的と	健康増進
	指導	して、生後4か月までの子どもがいるすべての家庭に	センター
	(しきっ子あんしん子育て	対し、助産師・保健師による全戸訪問を実施します。	
	サポート事業)	また、未熟児では特別なケアと長期入院が必要とな	
		り、親が育児不安や負担感を持ちやすく、児童虐待の	
		原因となる可能性も高くなります。これらの状況に対応	
		するため、保健師等が家庭を訪問し、適切な養育指	
		導を行うことで未熟児の健やかな成長を支援します。	
21	産後うつケア推進事業	産後のうつ病の予防や早期発見、育児不安等精神的	健康増進
	(しきっ子あんしん子育て	な不安状態を早期に把握し切れ目のない子育て支援	センター
	サポート事業)	を目的に実施します。新生児訪問時に質問紙への記	
		入と聞き取りを行い、状況に応じて医療機関や必要な	
		サービス等につなぎます。	
22	乳幼児健診·相談事業	乳幼児の発育・発達の確認、疾病や異常の早期発見	健康増進
	(しきっ子あんしん子育て	を行い、健康の保持増進を図るとともに、養育や栄養	センター
	サポート事業)	面など日常的な育児指導を行い、保護者が安心して	
		育児できるよう支援します。	
23	多胎児サークル	多胎児親子のグループ活動を実施します。多胎妊婦	健康増進
	<ラブラブ>	は母体への負担が大きく、低出生体重児となることも	センター
	(しきっ子あんしん子育て	多くみられます。また、出産後も保護者の育児負担は	
	サポート事業)	大きく、多胎児ならではの不安や育児ストレスもありま	
		す。そのため、多胎妊婦や多胎児とその家族を対象	
		に、交流の場を提供し、同じ立場にある親同士が互い	
		の体験や思いを共有することで、多胎児育児を支援し	
		ていきます。	
24	ぴあたいむ	子育てに不安や負担を感じ、孤立感や子育てへの自	健康増進
	(しきっ子あんしん子育て	信を失いかけている母親に対し、心理職をファシリテー	センター
	サポート事業)	ターとしてグループワークを実施します。自分の思いを	
		自由に話したり、同じように大変な思いをしながら育児	
		している人の話を聞いたりすることで自分自身を見つめ	
		直し、こころが癒されることを目的とします。	

NO	事業内容	事業概要	担当課
25	育児サポート事業	心身に不調等があり、家族などからのサポートが得ら	健康増進
	(しきっ子あんしん子育て	れない人に、助産師・ヘルパーを派遣し、育児サポート	センター
	サポート事業)	を実施することにより、育児負担の軽減、順調な育児	
		につながる支援を行います。産後90日以内の産婦を	
		対象に審査により決定します。	
26	すくすく相談	乳幼児健診や相談等で、身体の発育において経過観	健康増進
	(しきっ子あんしん子育て	察が必要とされた乳幼児について、小児科医師による	センター
	サポート事業)	診察や指導等を行い、経過観察の機会とします。発育	
		の促進及び今後の方針の見立てを行うとともに、養育	
		者の育児不安等の軽減を図ります。	
27	自殺対策庁内連絡会議	自殺対策基本法(2006(平成 18)年法律第 85 号)の	健康増進
		基本理念に基づき、総合的かつ効果的に自殺対策を	センター
		推進するために設置しました。自殺予防対策に関わる	
		関係機関相互の連携及び情報交換、情報収集などを	
		行います。	
28	市民力を活用した啓発	市内各団体による見守りや精神保健相談窓口の情報	健康増進
		提供等を行います。	センター
29	母子保健推進員活動	生涯の基盤となる母と子の健康づくりを中心に、安心し	健康増進
		て育児ができる環境づくりを目指して、地域に密着した	センター
		活動(妊婦・乳児・健診未受診児宅への訪問、交流会	
		の開催、各種事業の協力、研修参加など)を行いま	
		す。	
30	健康・こころ・育児等に関	状況に応じ、保健師等が市民の相談に応じます。	健康増進
	する個別相談		センター
31	生活保護業務	生活保護法に基づき最低限度の生活を保障するため	福祉課
		の経済的給付や自立を助長するための支援を行いま	
		す。	
32	生活困窮者の相談	生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者等から	福祉課
		のさまざまな相談に対し、利用可能な行政サービスの	
		案内など自立に向けた支援を行います。	
33	障がい福祉サービス利用	障がい者等の福祉サービス利用に関する相談対応を	福祉課
	の相談	行います。	
34	障がい者手帳交付	さまざまな福祉サービスを利用するために必要となる	福祉課
		障がい者手帳を交付します。	
35	各種医療·手当	障がい者等の経済的支援のための医療費や手当を給	福祉課
		付します。	
		付します。	

NO	事業内容	事業概要	担当課
36	障がい等に関する個別相	障がい児者及びその家族からの相談対応を行いま	福祉課
	談	す。	
37	介護予防事業の実施	シニア体操等の運動教室の実施、住民主体によるい	長寿応援課
		ろは百歳体操実施への側面的支援を行います。	
38	高齢者総合相談支援	高齢者の日常生活上の相談や介護保険、虐待予防、	長寿応援課
		生きがいづくり等の相談支援を行います。	
39	家族介護支援	介護者への相談支援他、介護者のつどいやサロンを	長寿応援課
		通して介護者同士の情報交換や共有、癒しの場を設	
		けています。	
40	高齢者あんしん相談セン	市内5圏域それぞれに高齢者あんしん相談センターを	長寿応援課
	ターの運営	設置し、個別相談支援や各種事業を展開します。	
41	地域包括ケアシステム推	誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを	長寿応援課
	進	続けることができるよう、「住まい・医療・介護・介護予	(事務局)
		防・生活支援」を地域で一体的に提供するための体制	
		づくりを進めます。	
42	高齢者実態把握	75歳以上の独居、高齢者世帯等を対象に年に1回実	長寿応援課
		態調査を行い、問題やニーズの早期発見・支援を行う	
		とともに、見守り支援ネットワークの強化を図ります。	
43	認知症総合支援	認知症の相談支援や初期集中支援チーム事業の実	長寿応援課
		施、認知症ケアパスの配布、オレンジカフェの開催、見	
		守り体制づくりとして、認知症サポーター養成や認知症	
		声掛け訓練等を行います。	
44	成年後見・権利擁護の推	後見ネットワークセンターを中心として、権利擁護に関	長寿応援課
	進	する相談支援、成年後見制度の普及啓発や利用を促	
		進します。	
45	要援護高齢者等ネット	高齢者あんしん相談センターや警察や消防署、市内	長寿応援課
	ワーク体制の強化・促進	協力事業所、民生委員等で連携し、高齢者虐待防止	
		や早期発見に努め、また認知症高齢者の見守り体制	
		を強化します。	
46	ひとり親家庭等への各種	ひとり親家庭等の経済的支援のための医療費や手当	子ども
	手当	を給付します。	家庭課
47	児童虐待防止事業	児童虐待ゼロを目指す事業。児童虐待に関する通報	子ども
		に対応し、虐待の恐れのある家庭の支援を行います。	家庭課
48	DV相談、女性相談、男	相談員がDVをはじめ、夫婦関係・子育て・人間関係	子ども
	性相談	など、さまざまな相談を受けます。DV相談に関して	家庭課
		は、証明書の発行、年1回の会議で情報共有します。	

NO	事業内容	事業概要	担当課
49	母子生活支援施設に関	さまざまな事情により、母子での生活が困難なケース	子ども
	する相談	に対して相談を受けています。	家庭課
50	子どもと家庭の相談室	18歳未満の児童を持つ家庭のあらゆる相談に応じま	子ども
	(家庭児童相談室)	す。	家庭課
51	虐待、養育等に関する個	虐待の通報や相談は随時受けており、状況に応じて、	子ども
	別相談	訪問や面接、電話の相談を行っています。	家庭課
52	要保護児童地域対策協	要保護児童地域対策協議会を設置し、保護が必要な	子ども
	議会	児童または、支援が必要な児童、若しくは支援を行う	家庭課
	(実務者会議・個別の支	ことが特に必要と認められる妊婦へ支援するため、関	
	援会議)	係機関と協議する事業です。関係機関が連携して、よ	
		りよい支援につなげることを目指します。	
53	発達に関する個別相談	専門スタッフ(小児科医師、臨床心理士、作業療法	児童発達
		士、言語聴覚士)による児童の発達相談事業です。	相談センター
54	発達に関するグループ支	発達が気になる未就園児を対象としたグループ支援、	児童発達
	援	保護者同士が集う場を提供し、家族支援を実施しま	相談センター
		す。	
55	発達障がいに関する普及	発達障害啓発週間に合わせ、発達障がいの理解を深	児童発達
	啓発	めるために、広報やホームページによる啓発や発達相	相談センター
		談事業を実施します。	
56	各種健(検)診事業	特定健康診査やがん検診等の実施により、市民の健	健康政策課
		康の保持増進及び疾病の早期発見、早期治療を図り	
		ます。	
57	重複頻回訪問	保健師等が対象者宅を訪問し、療養上の日常生活指	健康政策課
		導及び受診に関する指導を行うことにより、適正な受	
		診行動を促し、専門的見地から指導等を行うことで、	
		適正な受診行動へつなげることを目指します。	
58	いろは健康ポイント事業	参加者が活動量計を携帯し、歩数や体組成など定期	健康政策課
		的に測定した数値や、健康増進につながる行動によっ	
		て、商品券と交換できるポイントが獲得でき、楽しみな	
		がら健康づくりを継続する事業です。	
59	スマート・ウォーク・	健康づくりの地域リーダーを育成するための講座を開	健康政策課
	リーダー育成講座	催し、受講後は「いろは健康21プラン推進事業実行	
		委員」として健康づくり事業の実施や健康情報の周知	
		などを市とともに行います。	

NO	事業内容	事業概要	担当課
60	人権擁護委員活動の事 務	人権擁護委員による相談の管理等をします。	人権推進室
61	メンタルヘルス研修の実	自己及び職場のメンタルヘルス不全予防及び対策法	人事課
	施	を身に付けることを目的に、研修計画に基づき研修を	
		実施します。	
62	納税相談	生活困窮・事業不振等で納税が困難な状況の場合に	収納管理課
		実施します。	
63	納税の猶予	納税義務者等が災害を受けたり、病気にかかるなどに	収納管理課
		より、税金を一時的に納付することができないと認めら	
		れるときは、納税を猶予することができます。	
64	法律相談、行政相談、人	法律相談は、毎週水曜日、弁護士による相談を行っ	総合窓口課
	権相談	ており、行政相談は行政相談委員、人権相談は人権	
		擁護委員による相談を毎月1回行っています。それら	
		の相談について深刻な相談は他の相談につなげま	
		す。	
65	市民合同相談会	行政相談週間において、相談員による市民合同相談	総合窓口課
		を実施します。法律、行政、人権、女性、消費生活の	
		相談を行い、困りごとに対する相談の充実を図ります。	
66	支援措置に関する事務	DV等による支援措置に係る住民票や戸籍の附票の	総合窓口課
		発行制限をかけます。	
67	消費生活相談	消費者問題解決のための助言やあっせん、被害等の	産業観光課
		未然防止及び早期解決に努めます。	
68	就職相談·職業相談	仕事に関する不安や疑問、キャリアプランについての	産業観光課
		個別相談を実施します。	
69	保険料の軽減措置	前年の所得が一定基準以下の場合、国民健康保険	保険年金課
		税の均等割及び平等割を軽減する制度です。	
70	保険料の分納・減免制度	特別な事情により、国民健康保険税の納付が困難な	保険年金課
		場合に、期割額を分割することや減免をする制度で	収納管理課
		す。	
71	高額医療費支給制度	高額医療費の支給を受けることが見込まれる人の世	保険年金課
		帯に対し、高額療養費の支給を受けるまでの間、医療	
		費を支払うための資金を貸し付ける制度です。	
72	年金相談	社会保険労務士による障害年金の請求や老齢年金、	保険年金課
		遺族年金等の相談を行います。	
73	上下水道料金の徴収・相	料金滞納者に対する相談業務を行います。	上下水道総
	談		務課

NO	事業内容	事業概要	担当課
74	生徒指導諸調査	本市の生徒指導調査(年3回)、県の生徒指導調査	学校教育課
	(いじめ、不登校、自殺予	(年2回)、文部科学省の生徒指導調査(年1回)など	
	防、非行問題等)	を実施します。	
75	生徒指導関係諸会議	市の生徒指導主任会議(年2回)、朝霞地区四市の	学校教育課
		生徒指導主任会議(年3回)、南部教育事務所の生	
		徒指導主任会議(年1回)、担当指導主事会議(年4	
		回)を開催します。	
76	就学や不登校に関する個	訪問:幼稚園・保育園、みつばすみれ学園(市内)、	教育
	別相談	小・中学校等、現状の把握と支援の在り方について訪	サポート
		問し協議します。定期訪問と要請訪問があります。	センター
		面接:教育上、養育上の問題や悩み事の相談に心理	
		学専門の相談員が適切なアドバイス、カウンセリング等	
		を行っています。	
		電話:初めての人や匿名の人などに電話による相談も	
		行います。	
77	特別支援教育に関する相	発達障がい等(LD、ADHD、自閉症スペクトラム等)、	教育
	談	子どもたちの特性に応じて、書字、読字、ソーシャルス	サポート
		キルトレーニングなど、特別支援教育プログラムを提供	センター
		し、学校生活への適応及び社会的自立に向けての教	
		育的支援を行っています。	
78	ステップルーム	長期欠席の状態にある児童・生徒(断続的なものを含	教育
	(不登校支援)	む)に対して、小集団による学習や集団活動を通して、	サポート
		適応力や自立心の向上をサポートしています。	センター
79	ホームスタディ制度	長期欠席の状態にある児童・生徒に対し、ホームスタ	教育
	(不登校支援)	ディ教育支援員を派遣し、人と関わる場や学習の場を	サポート
		保障する制度です。所属の学校と相談し、この制度の	センター
		支援を受けた日を出席の扱いにできるよう、そして卒	
		業・進級の認定の参考とできるよう進めていきます。	